

令和7年6月24日

お客さま各位

北海道信用漁業協同組合連合会

「個人番号付番手数料」および「相続時口座照会手数料」の新設について

当会は、令和7年7月7日（月）より以下のとおり預貯金口座への個人番号の付番および相続時口座照会にかかる手数料を新設いたします。

今後とも、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 新設日

令和7年7月7日（月）

2 新設する手数料

（1）個人番号付番手数料・・・無料

口座管理法による「預貯金口座付番制度」について

預貯金者の方が希望した場合、口座に個人番号を付番（※）する制度です。

※付番とは、個人番号を預貯金口座に紐づけることです。預貯金口座に付番することによって、災害時や相続時に一つの金融機関窓口において、個人番号が付番された預貯金口座の所在を確認できるようになります。

（2）相続時口座照会手数料・・・5,060円（消費税込）／1件につき

「相続時口座照会」について

相続人（包括受遺者を含む）は、被相続人（亡くなられた方）を名義人とする全ての金融機関の預貯金口座（被相続人の個人番号に紐づくものに限る）の情報（※1）を求めることができます（※2）

※1 通知される口座情報は、金融機関名、支店名、預貯金の種類、口座番号です。口座の残高、相続人の個人番号は含みません。

※2 被相続人が亡くなってから10年以内であればお申込みが可能です。

※3 お申込み受付後は、結果通知の内容にかかわらず手数料をお返しすることはできません。

以 上